

中隊の内部は三個小隊に別たれ、一個小隊の内部は數個分隊に別たれ、その各々の部隊に指揮者が配屬させられてゐる。そして、そのほかに聯隊司令部があり、參謀部がある。他方爭議團の編成を見ると、それも、大體同じ様な原則の下に編成されてゐる。軍隊の分隊の代りに班があり、幾つかの班が集つて小隊を編成し、幾つかの小隊が集つて中隊的部隊を編成し、更らに幾つかの中隊的部隊が集つて大隊的部隊を編成する。軍隊の司令部と參謀部との代りにスト委員會(最高指導部)がある。

(イ)更らに軍隊には歩哨の組織があるが、爭議團にはピケ隊の組織があり、軍隊では決死隊を募集するが、爭議團では、特別行動隊を募集する等々々々。
(ロ)但し、軍隊の組織と爭議團の組織との間には決定的な相異點がある。それは、軍隊の組織は徹底的な専制主義の上に立つてゐるが、爭議團の組織は民主的中央集權主義の上に立つてゐるといふ一點である。

(ホ)爭議團には、各部隊に全員會議があり、一般大衆はその會議であらゆる問題に對する自己の意見を自由に述べる事が出来るし、指導者を選挙することも出来るが、軍隊

には一切さうした會議が無い。この點が決定な相違點だ。

B 爭議團の組織

(イ)爭議團の組織は、参加人員の多少によつて、その複雑さを異にするが、編成の原則は、如何なる場合にも大體同じだ。左に、約五百人程度の爭議團の構成を説明する。(附圖参照)但し、爭議團の中へ、左翼組合のメンバーと右翼組合のメンバーと未組織大衆とが参加してゐる場合を豫想した。(イ)

(ロ)先づ大體の編成から述べれば、約五百人の人員が四つの部隊に分割される。約八十名位の總本部詰めのものと、約百三十四名位づゝの第一、第二、第三爭議團づゝめのもの。但し、それら四つの部隊は、四ヶ所の爭議團宿舍へ陣取る。(爭議團宿舍の問題はあとで詳しく述べる。)

(ハ)總本部の大體の構成は――

- 一、常任スト委員會(約十名位)
- 二、總本部事務局員(約二十名)
- 三、總本部警備隊(約五十名)
- (ニ)各爭議團の内部の大體の構成は、全員を三ヶ小隊(一

ケ)小隊約四十名)に別ちそれを約十名位づゝの班に別つて構成する。會議は、全員會議、班長會議、各小隊別の班長會議、班總會、並に爭議團本部執行委員會、等である。以下細部に亘つて説明する。

(ホ)班――班は大體十人位づゝを以て構成する。平生同じ職場に居て氣心の大體制つてゐる人々で作ること。但し組別にする必要はない。さうすると、どうしても組長、伍長あたりが頭を押へるやうになるから。

(ロ)班の活動――各班は小隊長の指令に基いて行動する。班の統制は班長、副班長の任務である。例へばデモを敢行するやうな場合には班長、副班長が班員を統制するし、班員が外出をする場合は、班長の許可を受けることを要する等々。

(リ)班の代表者――各班へ班長並に副班長を置く、班長、副班長は班員を統制し、班長會議へ出席する、班長副班長は班總會で選出し、全員會議の承認を経て決定する。

(ル)班の會議――各班に班總會を置く、但し、班總會は上部機關からの指令を具體化するための協議機關であつて、指令を拒否する権利を持つてゐない。

(リ)小隊――小隊は、四つ乃至五六個の班をもつて構成された活動部隊である。

(ヌ)小隊の活動――爭議團の活動は、大體、小隊を單位として行はれる。例へば、爭議團執行委員會の指令は、大抵次のやうな具合に下される。第一小隊は××方面へピラマキに行くこと。第二小隊は、××邸へヘタリ込みに行くこと。第三小隊は警備の任に就くこと。この小隊の編成は、從來の爭議團の組織には餘り無かつたが我々の経験から見ると絕對に必要である。

(ル)小隊の代表者――各小隊には小隊長、小隊副長、を置く。小隊長、小隊副長の選出は、小隊別の班長會議に於て班長、副班長が互選すること。但し、全員會議の承認を得ることを必要とする。(全員會議の承認はもしガラ幹組合の小ダラが推舉されたときに、それを排撃するために是非必要だ)。

(ヲ)小隊の會議――小隊の會議としては小隊別班長會議(例へば第一小隊班長會議)があるだけで、小隊の全員會議は置か無い。この班長會議にも、上部機關からの指令を拒否する権利は全然ない。常任スト委員會(これは最高指導